

受講
無料

労務改善セミナー

～最近の労働関連の法改正と実務対応～

本会では、働き方改革等の労働関連法の改正により影響を受ける組合及び企業への経営改善支援を行うため、「カスタマーハラスメント対策」「求職者へのセクハラ対策」「同一労働同一賃金」「勤務間インターバル」等の法改正と実務対応をテーマにした労務改善セミナーを開催いたします。

皆様からの多数のご参加をお待ちしております。

日時 令和8年10月9日(金) 14:00～16:00
(受付開始 13:30～)

会場 富山県総合情報センター
1階セミナー室ABC (富山市高田527)

講師 社会保険労務士

湊 恒成 氏

(富山中央社会保険労務士法人代表社員)



<経歴>

10年間人材サービス業での営業職を経て、社会保険労務士事務所を設立。「働き方改革」「同一労働同一賃金」に関するセミナー実績も多数。

<保有資格>

・社会保険労務士・産業カウンセラー・認定ハラスメント相談員1種

QRコードからでも
お申込み可能です！



<<FAXまたは本会HPの申込フォームよりお申込みください。>>

FAX 076-422-0835 WEB <https://www.chuokai-toyama.or.jp/>

組合or会社名		参加者名	
TEL		参加者名	
FAX		メールアドレス	

主催・お問い合わせ 富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F TEL: 076-424-3686